



甲府 第三八九號

案起

昭和五年六月九日

決定

昭和五年六月二十二日

施行

昭和五年六月三日

了

石油製品配給規則の一部改正について

七月一日より需要者に対する割当が四半期毎になること等のため石油製品配給規則(昭和四年)を農林省令、法務省令、文部省令、厚生省令、商工省令、逓信省令、建設省令、河川省令、第一号の一部を左案のとおり改正して公布することとした。(関係省)に対しては直達を要する省より別途合議す

共同命令案

(別紙あり。)

Handwritten text in vertical columns, likely a list or record, contained within a rectangular border. The text is faint and difficult to read.

總理府令、法務府令、
大藏省令、文部省令、
厚生省令、農林省令、
通商産業省令、運輸省令、
郵政省令、電気通信省令、
労働省令、建設省令、

第三号

石油製品配給規則の一部を改正する命令を次のように制定する。

昭和二十五年 七月 一日

内閣総理大臣

法務 総 裁

大 藏 大 臣

文 部 大 臣

厚 生 大 臣

總 理 府

農 林 大 臣
通商産業大臣
運 輸 大 臣
郵 政 大 臣
電 気 通 信 大 臣
勞 働 大 臣
建 設 大 臣

不 石油製品配給規則の一部を改正する命令

石油製品配給規則（昭和二十四年総理府令、大藏省令、法務府令、
文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、通信省令、
労働省令、建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「割当を行う。」を「割当を行うことができる。」
に改める。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、

めくれず

總理府令、法務府令、大藏省令、文部省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、運輸省令、郵政省令、電気通信省令、労働省令、建設省令

第三号

石油製品配給規則の一部を改正する命令を次のように制定する。

昭和二十五年七月一日

内閣
法 大 文 厚

田 田 田 野
俊 勇 眞 讓
吉 人 祐 治
茂

總理府

農 林
通 商 産 業
運 輸
郵 政
電 気 通 信
勞 働
建 設

幸 太 郎
瀨 太 郎
屋 三
沢 重 喜
沢 重 喜
木 正 文
田 甲 子 七

石油製品配給規則の一部を改正する命令

石油製品配給規則（昭和二十四年總理府令、大藏省令、法務府令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、通信省令、労働省令、建設省令第一号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「割当を行う。」を「割当を行うことができる。」に改める。
第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、

同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により準用する指定生産資材割当規則第三条第一項中「二箇月前」とあるのは「三箇月前」と読み替えるものとする。
第十三条の次に次の一条を加える。

(配給割当公文書の有効期限)

第十三条の二 需要者が、第五条第一号による配給割当公文書をもつて石油製品を譲り受けることができる期限は、当該割当期間限りとする。

2 生産業者、元売業者又は販売業者が、第五条第二号の規定による配給割当公文書をもつて石油製品を自家使用することができる期限は、当該割当期間限りとする。

3 前二項の期限経過後は、当該配給割当公文書は、無効とする。
4 前項の規定により無効となつた配給割当公文書は、第一項又は第二項の期限経過後十日以内に、当該配給割当公文書の発行庁に

総
理
府

差し出さなければならぬ。

附則第十三項を削り、第十四項を第十三項とする。

別表第二備考(1)中「二箇月前」を「三箇月前」に改める。

別表第三(表面)中収入印紙及び印紙額欄を削り、同表品種欄

中

グリース
ベトロラタム

を

グリース
ベトロラタム
パラフィン
石油ビツチ

に改め、

欄外の「◎」収入印紙欄には、法定額相当の印紙を貼付すること
別表第三(裏面)中第三号を削り、第四号を第三号とし、以下順

次繰り上げる。

別表第五（表面）品種欄中

← グリース
ベトロラタム
バラフィン
石油ビツチ

グリース
ベトロラタム

に改め、同表（裏面）中第五号を削る。

を

附 則

- 1 この命令は、公布の日から施行する。
- 2 需要者割当証明書及び自家承認書の様式は、この命令の規定にかかわらず昭和二十五年九月三十日までは、なお従前の例によることができる。

総 理 府

裏面白紙

昭和二十五年六月十五日

資源庁倉山局配油課長

総理府資源局

配給課長

殿

石油製品配給規則の一部改正について

石油製品配給規則一昭和二十四年共同省令第一号一について左の点を別紙のように改正したいから至急貴省内の決裁をお願いしたい。本件については六月二十二日より公布施行するよう準備を進めているから来る二十日火までに貴省内決済稟請の写一部を当課まで必ず届けられたい。

記

- 一 需要者に対する割当が七月一日より従来の月毎より四半期毎なることによる関係條文の改正
- 二 一物資の割当に関する手数料等の徴收に関する法律に廢止に伴う関係條項の削除
- 三 その他簡単な整理

各片の
請求書
なるべく早

185

總理府令、法務府令、
 大藏省令、文部省令、
 厚生省令、農林省令、
 通商産業省令、運輸省令、
 郵政省令、電氣通信省令、
 労働省令、建設省令、
 石油製品配給規則の一部を改正する命令を次のように制定する。

昭和二十五年 月 日

内閣総理大臣 吉田 茂
 法務総裁 畑田 俊吉
 大藏大臣 池田 勇人
 文部大臣 天野 貞祐

厚生大臣 林 護治
 農林大臣 森 幸太郎
 通商産業大臣 高瀬 莊太郎
 運輸大臣 大屋 晋三
 郵政大臣 小沢 佐重喜
 電氣通信大臣 小沢 佐重喜
 労働大臣 鈴木 正文

建設大臣 ^{増田 甲子七} 増田 甲子七
 石油製品配給規則 ^{昭和二十四年} 昭和二十四年 総理府令、大藏省令、法務府令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、逓信省令、労働省令、建設省令第一号の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「割当を行う。」を「割当を行ふ」と改め、

第六條第一項の次の一項を加え、第二項を第三項とす
 才二項を才三項とし、同條

月
 乙 前項の^{規定により}準用する指定生産資材割当規則第三條第一項中
 「三箇月前」とあるのは「三箇月前」と讀み替えるもの
 とする。

第六條第三項中「前項」を「第一項」に改める。
 第十三條の次に次の一條を加える。

（配給割当公文書の有効期限）

第十三條のニ 需要者が、第五條第一号による配給割当公文
 書をもつて石油製品を譲り受けることが過ぎる期限は、
 当該割当期間限りとする。

ニ 生産業者、元賣業者又は販賣業者が、第五條第二号に
 よる配給割当公文書をもつて石油製品を自家使用する
 ことが過ぎる期限は、当該割当期間限りとする。

三 前項の期限経過後は、当該配給割当公文書は、
 無効とする。

四 前項の規定により無効となつた配給割当公文書は、
 第一項又は第二項の期限経過後十日以内、
 配給割当公文書の發行所へ差し出さなければならぬ。
 別表第二備考の「二箇月前」を「三箇月前」に改める。
 別表第三へ表面「中収入印紙欄及び」を「収入印紙欄」
 とし、法定額相当の印紙を貼附することとし、これを削る。

八 別表第三裏面「中」の証明書の欄外「収入印紙」
 欄には、法律に定める額に相当する印紙を貼附し、「印紙
 額」欄に貼附印紙額を記入しなければならぬ。若し同欄
 又は余白に貼附しきれないときは、この証明書の裏面又
 は補助紙に貼附することとができる。この証明書と引換に石
 油製品を需要者に譲り渡した者は、印紙に消印しなれば
 ならない。これを削り、これを上げ、以下順次繰り上げる。

（別表第五裏面）中「¹」生産業者、元賣業者又は販賣業者は、翌月十日までに、この承認書をそれらの者が割当を受け取った物資の所管官庁に提出しなければならぬ。これを削る。

別表第三（表面）及び別表第五（表面）の品種欄中

ガラス
ペトロラタム

ゲリース
ペトロラタム
パラフィン
石油ピツク

を

に改める。

附 則

- 1 この命令は、公布の日から施行する。
- 2 需要者割当証明書及び自家使用承認書の様式は、この

命令の規定にかかわらず昭和二十五年九月三十日までは、なお従前の例によることとができる。

二五資源第七六九号

昭和二十五年六月二十二日

通商産業省 燃料部

總理府内閣官房長官 殿



石油製品配給規則（昭和二十四年共同省令第
一号）の一部改正について

標記の件について別紙のように改正したいから、御同意の上至急貴省
内の決議をお願いしたい。

189

裏面白紙

総理府令、法務府令、
 大藏省令、文部省令、
 厚生省令、農林省令、
 通商産業省令、運輸省令、
 郵政省令、電気通信省令、
 労働省令、建設省令、
 学術省令、建設省令、
 石油製品配給規則の一部と改正する命令を次のように制定する。

昭和二十五年 月 日

内閣総理大臣	吉田 茂
法務総裁	殖田 俊吉
大藏大臣	池田 勇人
文部大臣	天野 貞祐
厚生大臣	林 譲治

農林大臣	森 幸太郎
通商産業大臣	高瀬 莊太郎
運輸大臣	大屋 晋三
郵政大臣	小沢 佐重喜
電気通信大臣	小沢 佐重喜
労働大臣	鈴木 正文
建設大臣	増田 甲子七

石油製品配給規則の一部と改正する命令

石油製品配給規則へ昭和二十四年総理府令、大藏省令、法
 務府令、文部省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、運輸省
 令、通信省令、労働省令、建設省令第一号の一節を次のよ
 うに改正する。

第四條第一項中「割当を行う。」と「割当を行う」とはがで
 きる。レに改める。

第六條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

二 前項の規定により準用する指定生産資材割当規則第三條第一項中「三箇月前」とあるのは「三箇月前」と讀み替へるものとする。

第十三條の次に次の一條を加える。

（配給割当公文書の有効期限）

第十三條の二 需要者が、第五條第一号の規定による配給割当公文書をもつて石油製品を譲り受けることが出来る期限は、当該割当期間限りとする。

二 生産業者、元賣業者又は販賣業者が、第五條第二号の規定による配給割当公文書をもつて石油製品を自費使用するに及ぶべき期限は、当該割当期間限りとする。

三 前二項の期限経過後は、当該配給割当公文書は、無効とする。

四 前項の規定により無効となる配給割当公文書は、第一項又は第二項の期限経過後十日以内、当該配給割当公文書の発行所に差し出さなければならぬ。

別表第三備考の中「三箇月前」を「三箇月前」に改める。別表第三へ表面「中」収入印紙及び印紙額の欄を削り、同表

品種欄中

ガソリン
ペトロラウム

ガソリン
ペトロラウム
パラフィン
石油ピッチ

に改め、欄外の

「収入印紙」欄には、法定額相当の印紙を貼付するものと。を削る。

別表第三(裏面)中第三号を削り、第四号を第三号とし、
以下順次繰り上げる。

別表第五(表面)品種欄中

ガソリン
ペトロラウム
パラフィン
石油ピッチ

ガソリン
ペトロラウム
パラフィン
石油ピッチ

に改め、同表

(裏面)中第五号を削る。

附 則

- この命令は、公布の日から施行する。
- 需要者割当証明書及び自家使用承認書の様式は、この命令の規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日までは、なお従前の例によることとがとせらる。

裏面白紙

総理府令、法務府令、
 大蔵省令、文部省令、
 厚生省令、農林省令、
 通商産業省令、運輸省令、
 郵政省令、電気通信省令、
 労働省令、建設省令、
 石油製品配給規則の一部と改正する命令を次のように制定する。

昭和二十五年 月 日

内閣総理大臣	吉田 茂
法務総裁	磯田 俊吉
大蔵大臣	池田 勇人
文部大臣	天野 貞祐
厚生大臣	林 謙治

農林大臣	森 幸太郎
通商産業大臣	高瀬 莊太郎
運輸大臣	大屋 晋三
郵政大臣	小沢 佐重喜
電気通信大臣	小沢 佐重喜
労働大臣	鈴木 正文
建設大臣	増田 甲子七

石油製品配給規則の一部と改正する命令

石油製品配給規則へ昭和二十四年総理府令、大蔵省令、法
 務府令、文部省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、運輸省
 令、電気通信省令、労働省令、建設省令第一号の一부를次のよ
 うに改正する。
 第四條第一項中「割合」を「割合」と改め、
 「割合」を「割合」と改める。

第六條第二項中「前項」と「第一項」に改め、同項を第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

二 前項の規定により準用する指定生産資材割当規則第三條第一項中「二箇月前」とあるのは「三箇月前」と讀み替へるものとする。

第十三條の次に次の一條を加える。

（配給割当公文書の有効期限）

第十三條の二 需要者が、第五條第一号の規定による配給割当公文書をもつて石油製品を譲り受けることができる期限は、当該割当期間限りとする。

二 生産業者、元賣業者又は販賣業者が、第五條第二号の規定による配給割当公文書をもつて石油製品を自家使用するに及ぶことができる期限は、当該割当期間限りとする。

三 前二項の期限経過後は、当該配給割当公文書は、無効とする。

四 前項の規定により無効となつた配給割当公文書は、第一項又は第二項の期限経過後十日以内に、当該配給割当公文書の発行所に差し出さなければならぬ。

別表第二備考の中「二箇月前」を「三箇月前」に改める。別表第三へ表面「中」收入印紙及び印紙額の欄を削り、目表品種欄中

ガソリン
ペトロラウム

ガソリン
ペトロラウム
パラフィン
石油ピツケ

に改め、欄外の

「収入印紙」欄には、法定額相当の印紙を貼付するものと。を削る。

裏面白紙

別表第三(裏面)中第三号を削り、第四号を第三号とし、
以下順次繰り上げる。

別表第五(表面)品種欄中

ガソル
ペトロラタム
パラフィン
石油ピッチ

ガソル
ペトロラタム
パラフィン
石油ピッチ

に改め、同表

(裏面)中第五号を削る。

附則

- この命令は、公布の日から施行する。
- 需要者割当証明書及び自家使用承認書の様式は、この命令の規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日までは、なお従前の例によるものとができる。

総理府令、法務府令、
 大蔵省令、文部省令、
 厚生省令、農林省令、
 通商産業省令、運輸省令、
 郵政省令、電気通信省令、
 労働省令、建設省令、
 石油製品配給規則の一部と改正する命令を次のように制定する。

昭和二十五年 月 日

内閣総理大臣	吉田 茂
法務総裁	種田 俊吉
大蔵大臣	池田 勇人
文部大臣	天野 文祐
厚生大臣	林 譲治

農林大臣	森 幸太郎
通商産業大臣	高瀬 莊太郎
運輸大臣	大屋 晋三
郵政大臣	小沢 佐重喜
電気通信大臣	小沢 佐重喜
労働大臣	鈴木 正文
建設大臣	増田 甲子七

石油製品配給規則の一部と改正する命令

石油製品配給規則（昭和二十四年総理府令、大蔵省令、法務府令、文部省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、労働省令、建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「割当」と行う。レを「割当」と行うニヒがで
 きる。レに改める。

第六條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

二 前項の規定により準用する指定生産資材割当規則第三條第一項中「三箇月前」とあるのは「三箇月前」と讀み替へるものとする。

第十三條の次に次の一條を加える。

（配給割当公文書の有効期限）

第十三條の二 需要者が、第五條第一号の規定による配給割当公文書をもつて石油製品を譲り受けることが出来る期限は、当該割当期間限りとする。

二 生産業者、元賣業者又は販賣業者が、第五條第二号の規定による配給割当公文書をもつて石油製品を自家使用するにば、出来る期限は、当該割当期間限りとする。

三 前二項の期限経過後は、当該配給割当公文書は、無効とする。

四 前項の規定により無効となる配給割当公文書は、第一項又は第二項の期限経過後十日以内、当該配給割当公文書の發行庁に差し出さなければならぬ。

別表第二備考四中「三箇月前」を「三箇月前」に改める。別表第三へ表面「中」收入印紙及び印紙額の欄を削り、同表

品種欄中

ガソリン
ペトロラタム

ガソリン
ペトロラタム
パラフィン
石油ピツケ

に改め、欄外の

「①」收入印紙欄には、法定額相当の印紙を貼付するものと。を削る。

裏面白紙

別表第三(裏面)中第三号を削り、第四号を第三号とし、
以下順次繰り上げる。

別表第五(表面)品種欄中

ガス
ペトロラタム
パラフィン
石

グリ ガス
ペトロラタム
パラフィン
石 油 ピツク

に改め、同表

(裏面)中第五号を削る。

附 則

- この命令は、公布の日から施行する。
- 需要者割当証明書及び自家使用承認書の様式は、この命令の規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日まで、は、従前の例によることとする。